

第1回 門真市生活保護行政対策本部会議

開催日時 平成23年1月17日（月） 午後1時

開催場所 別館3階 第三会議室

出席委員	本部長	園部市長
	副本部長	北村副市長
	委員	小西副市長
	委員	稲毛総合政策部長
	委員	大西総務部長
	委員	市原市民生活部長
	委員	高尾健康福祉部長
	委員	大下福祉推進部長
	委員	政環境事業部長
	委員	市岡都市建設部長
	委員	名越会計管理者
	委員	川本学校教育部長
	委員	下治生涯学習部長

事務局職員 渡辺福祉推進部次長
狩俣課長補佐
北倉課長補佐
黒木課長補佐

議 題 (1) 門真市生活保護行政対策本部の設置について
(2) 門真市生活保護行政対策本部基本方針について
(3) 今後の本部の運営について
(4) 不正受給に係る告訴事案について

議事要旨

○門真市生活保護行政対策本部設立について、園部本部長よりあいさつ

平成20年秋以降のリーマンショックに端を発した急激な景気の後退により、全国で生活保護受給者は増加の一途を辿っております。

本市におきましても例外ではなく、大阪府内でも保護率が高位の水準であり、依然として厳しい状況が続いております。

このような中、真に生活に困窮する方への適切な保護を実施するため、生活保護制度を取り巻く状況について、市全体で共通認識のもと、適切な業務執行体制の確保、自立支援の促進、不正受給や不当要求への対策等、様々な課題に対して、全庁的に取り組んでいく必要があります。

そのため、生活保護行政の諸課題について、組織横断的に取り組む「門真市生活保護行政対策本部」を本日設置するに至りました。

つきましては、生活保護行政の適正化及び抜本的な制度改革に取り組むためにご協力頂きますようお願い致しまして、誠に簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

○門真市生活保護行政対策本部の設置について、福祉推進部次長より説明

門真市の生活保護の状況につきましては、急激な景気の後退により、全国の地方自治体と同様に受給者は増加しております。

現行の生活保護法が制定されて半世紀以上が経過し、細部の法律改正は数々繰り返されてきたところではありますが、法制定当時と現在の市民生活とでは劇的に変化しており、現行法規の抜本的改革の時期を迎えていると考えられます。

これまでの本市の生活保護行政におきましては、とりわけ自立支援の推進には力を入れて取り組んでまいりました。

しかし、時代が流れるにつれて、被保護者の抱える問題も多様化してきており、今までの施策の効果も限界が見えつつあります。

また、昨今では、不正受給や現役暴力団による不当要求事案等もあり、貧困ビジネス等、制度を悪用する者も増えてきている状況であります。

私たちはこのような危機的な状況を真正面から捉え、緊急に門真市から現状に見合った制度改革を国へ提言し、適正な保護行政を実現するための取り組みをスタートさせて行かなければなりません。

しかしながら、国の制度変更を待つだけでは、現状の改善には至らないため、本市だけで取り組める課題を抽出する中で、適正な保護行政を目指して参らなければならないと考えております。

この様なことから、「門真市生活保護行政対策本部」を設置すべく、平成22年8月に「門真市生活保護行政対策本部準備委員会」を創設し、委員会を計3回、下部組織であります「生活保護行政対策推進チーム会議」を計17回、開催し、議論を重ねてまいりました。

今後は、市長をトップとするこの「対策本部」や、その下部組織であります「改革戦略部会」、「作業部会」において、「不正受給・不当要求等の対策」、「自立支援の推進」、「適正な業務執行体制の確立」、「医療及び介護扶助費の適正化」、「債権管理・滞納整理対策」といった5つの項目に分けた課題に全庁一丸となって取り組み、様々な議論を行ったうえで、創造力・実行力ある施策を実施してまいりたいと考えております。

○門真市生活保護行政対策本部基本方針について、保護課 課長補佐より説明

「門真市生活保護行政対策本部基本方針」に基づく説明。

第1章「生活保護行政対策がなぜ必要なのか」

第2章「門真市における生活保護の現状」

第3章「門真市の生活保護を変えるための重点施策」

「不正受給防止・告訴基準策定・貧困ビジネス対策」

「自立支援プログラム策定推進およびボーダーライン層対策について」

「体制整備・マンパワー・プライバシーポリシー向上推進対策について」

「医療および介護扶助適正化対策について」

「債権管理及び滞納整理対策について」

第4章「生活保護制度の抜本的改革に向けた国への提言」

第5章「全国の地方公共団体および外部団体・各機関との連携強化」

第6章「生活保護行政対策本部の役割と体制～改革戦略を間断なく実施するために～」

「門真市生活保護行政対策本部の役割」でございますが、平成22年8月に創設された「門真市生活保護行政対策準備委員会」及びその下部組織である「門真市生活保護行政対策推進チーム」にて提起、議論及び検討された問題や施策など、第3章から第5章の事項について、さらに具体的な施策とするための機関であると考えております。

生活保護行政を取り巻く環境が複雑・多様化するなか、それを改善する国の具体的施策を待っている時間はなく、本市の財政状況にも多大な影響を与える喫緊の課題であるため、決定された施策を即効性のあるものにするためにも、この組織横断的なトップダウン体制の効果が期待されるところでございます。

また、これら本部等で、検討し決定された施策については、改革のスピードを加速させながら間断なく実施してまいりたいと考えております。

○今後の本部運営について、保護課 課長補佐より説明

(1)「生活保護行政対策本部の役割及び開催頻度等」

【主な役割】

- ・以下の検討課題に関する最終意思決定機関としての役割を担う。
 - ① 生活保護行政の抜本的改革に向けた取組に関すること。
 - ② 業務執行体制のあり方の検討に関すること。
 - ③ 生活保護行政の適正実施及び不正受給、不当要求等に対する対処方法等に関すること。
 - ④ 生活保護行政に対する市民の信頼確保に向けた方策の検討に関すること。
 - ⑤ ①から④に掲げるもののほか、生活保護行政の分析及び改善に係る事項に関すること。

メンバー：市長、両副市長、総合政策部長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、福祉推進部長、環境事業部長、都市建設部長、会計管理者、学校教育部長、生涯学習部長

【開催頻度】

- ・原則年2回程度とする。（臨時的に開催することも可。）

【その他】

- ・施策を実行し、効果が出た後、次回の対策本部までの期間が長く、対策本部への報告が遅れる可能性があるため、月に1回若しくは2ヶ月に1回程度、定例報告として、本部長（市長）及び副本部長（福祉推進部担当副市長）に直接報告する。
- ・対策本部の委員については、書面にて月に1回若しくは2ヶ月に1回、報告する。
- ・個々の検討課題についての対策を即効性あるものにするため、効率性の観点から本部長が本部の権限を一部「改革戦略部会」に委譲することも可能。（本部規程【案】第10条により）

(2)「改革戦略部会の役割及び開催頻度等」

【主な役割】

- ・以下の検討課題に関する施策を具体的なものとするための議論・検討を重ね、対策本部へ報告することを主たる役割とする。また、下部組織である、作業部会に個々の施策についての調査・研究を行わせ、それを吸い上げて、施策の策定に活かす。

- ① 生活保護行政の抜本的改革に向けた取組に関すること。
- ② 業務執行体制のあり方の検討に関すること。
- ③ 生活保護行政の適正実施及び不正受給、不当要求等に対する対処方法等に関すること。
- ④ 生活保護行政に対する市民の信頼確保に向けた方策の検討に関すること。
- ⑤ ①から④に掲げるもののほか、生活保護行政の分析及び改善に係る事項に関すること。

メンバー：福祉推進部長、総合政策部次長、総務部次長、市民生活部次長、健康福祉部次長、福祉推進部次長、学校教育部次長、行財政改革推進課長、企画課長、財務課長、総務課長、人事課長、情報システム課長、課税課長、納税課長、地域振興課長、生活産業課長、保険年金課長、保険収納課長、健康福祉総務課長、健康増進課長、福祉助成課長、子育て支援課長、保育課長、障がい福祉課長、高齢福祉課長、教育総務課長、学校教育課長

【開催頻度】

- ・原則年4回程度とする。（臨時的に開催することも可。）

【その他】

- ・個々の検討課題についての対策を即効性あるものにするため、効率性の観点から対策本部から権限を一部委譲して頂き、戦略部会で完結するものについては決定し、施策を実行することを福祉推進部保護課へ命ずることも可能。但し、対策本部には決定後必ず報告する。

(3) 「5つの作業部会」

【主な役割】

- ・戦略部会にて議論・検討された施策をより効果的にものにするための調査・研究が主たる役割である。

メンバー：行財政改革推進課、企画課、財務課、総務課、人事課、情報システム課、課税課、納税課、地域振興課、生活産業課、保険年金課、保険収納課、健康福祉総務課、健康増進課、福祉助成課、子育て支援課、保育課、障がい福祉課、高齢福祉課、教育総務課、学校教育課から職員各1名で課長の推薦を受け対策本部で承認された職員及び事務局（保護課）職員

【開催頻度】

- ・原則月1回程度（臨時的に開催することも可。）

【その他】

- ・各課からの精鋭を集結させ、創造力・実行力ある施策にするための調査・研究を行い、戦略部会に提言する。
- ・全国の地方公共団体や国の動向に注視し、情報を集め、施策に反映させる。
- ・必要に応じて、外部機関・団体の有識者に出席を求め、その専門的知識を施策に反映させる。
- ・優先的施策（告訴等）から順次検討していくため、すべての作業部会が同時並行して開催されるわけではなく、一部開催頻度が異なる場合もある。

「5つの作業部会についての説明」

①「不正受給防止・告訴基準策定・貧困ビジネス対策」

【検討課題】

真に生活に困窮する方への適正な保護の実施に努め、市民の信頼を確保するとともに、不正受給や不当要求などに対する厳正な対応方策を検討する。また、制度を悪用し、福祉を食いものにしている貧困ビジネス事案が発生しないように対応方策を検討する。

メンバー：総務課、保護課

オブザーバー：大阪府、大阪市、門真警察署、顧問弁護士

- ・制度を悪用するものは、徹底して調査し、容赦なく告訴する。
- ・不正受給防止のパンフレット（不正受給に特化したもの）を作成する。
- ・告訴基準を策定する。
- ・不法、不当要求等に対するマニュアルを策定する。
- ・貧困ビジネス対策については、大阪府で制定された貧困ビジネスに対する規制の条例をもとに、その条例の実効性の確保に向けて関係機関と連携を強化する。
- ・現在のところ数ケース程、告訴案件として準備中である。

②「自立支援プログラム策定推進・ボーダーライン層対策」

【検討課題】

管内の生活保護受給世帯全体の状況を把握した上で、受給者の状況や自立阻害要因について類型化を図り、それぞれの類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的内容及び実施手順を検討する。

メンバー：行財政改革推進課、企画課、地域振興課、生活産業課、健康福祉総務課、福祉助成課、子育て支援課、障がい福祉課、教育総務課、学校教育課、保護課

オブザーバー：ハローワーク門真、保健所、市内NPO法人（予定）

- ・自立に一番近く、直接、扶助費の削減にも繋がる就労自立支援プログラムを優先的に推進していく。
- ・就労支援の専門員を増員し、年齢別の就労支援や、世帯類型別の就労支援を実施していく。
- ・稼働能力があるにもかかわらず働かない者については、文書で指導の上、生活保護を廃止する。

- ・就労へのインセンティブが働く様な制度設計を国に対して要望する。

③「体制整備・マンパワー・プライバシーポリシー向上対策」

【検討課題】

急激な被保護世帯の増加に伴うケースワーカー等の負担軽減のための方策を検討する。また、人事政策を含めた生活保護業務担当職員のスキルアップに関する検討や業務執行体制の在り方、事務化善の方策も合わせて検討していく。

さらに、個人情報の管理等についても万全の対策がとれるよう具体策を検討していく。

メンバー：企画課、財務課、総務課、人事課、情報システム課、保護課

- ・事務効率の改善を徹底して追及していく。
- ・国の補助金を活用し、コストをかけず生活保護業務を行えるよう人材を確保する。
- ・職員に対する研修を行い、スキルアップを図る。
- ・人事課のメンタルヘルス制度を活用しケースワーカーの精神的負担を解消する。
- ・適正人員の配置を行い、情報管理面でも充実した執務スペースを確保する。

④「医療及び介護扶助適正化対策」

【検討課題】

生活保護世帯が年々増加していることに伴い、扶助費の総額も増大しているが、医療・介護扶助費に関しては、全体の45%を占めている。そこで、その医療・介護扶助の内容が違法ではないものの、本当に適切なものなのかを調査し、具体的対策を検討していく。

メンバー：保険年金課、健康増進課、障がい福祉課、高齢福祉課、保護課

オブザーバー：医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所、大阪介護支援専門員協会

- ・被保護者の一般健康診査の受診の啓発を行う。
- ・長期入院患者の社会復帰支援や退院の促進を行う。
- ・後発医薬品の優先的処方について検討する。
- ・介護扶助適正化事業について、事業効果がかなり見込まれるため、くすのき広域連合への事業移行を今後協議していく。
- ・医療費の一部自己負担の導入を含めた制度改正を国へ提言していく。

⑤ 「債権管理及び滞納整理対策」

【検討課題】

生活保護返納金債権についての管理をより適正に行っていくための具体策を検討する。

メンバー：課税課、納税課、保険収納課、保険年金課、福祉助成課、保育課、保護課

- ・ 課税調査を徹底し、早期に債権を確定させ、現年分徴収率の向上を目指す。
- ・ 不納欠損処理基準を明確化する。
- ・ 納入方法の充実を図る。
- ・ 庁内で債権管理に関するノウハウを共有できる環境作りを行う。
- ・ 職員の債権管理に対するスキルを向上させるため研修を実施する。
- ・ 納入義務を果たすように対象者への啓発活動を行う。
- ・ 滞納状況が続き、再三の督促にも応じないものに対しては、訴訟を検討する。

(4) 事務局

事務局は福祉推進部保護課に設置する。

○不正受給に係る告訴事案について、保護課 課長補佐より説明

生活保護費の不正受給として、現在、告訴状の提出に向け、門真警察と協議中の事案についての報告。

これまで門真警察と協議を重ねる中で見えてきた、警察との連携方法や、告訴を行ううえでの課題・留意点につきましては、次のとおり。

- 1 日常的に不正受給ケースについての相談を門真警察とおこない、その中で告訴対象の選定を行っていくことが必要であるとのこと。
- 2 門真警察に提出する資料については、保護開始の理由、保護支給額、収入申告書の提出時期等を明らかにした物が必要である。

今後の保護課の対応としては、生活保護法第 29 条に基づく預貯金調査を実施し、不正には絶対に屈しないという姿勢を示すためにも悪質なケースに関しては、告訴を進めていきたいということを強く要望した結果、門真警察署内で検討のうえで、大阪府警本部・検察庁へ告訴に向けての確認を行い、情報の共有化を図っていくことで合意。

今後は、平成 23 年 1 月 27 日（木）に第 1 回の「**改革戦略部会**」の開催を予定しており、改革のスピードを加速させながら中断なく実施してまいりたいと考えております。